

議案第 88 号

狭山市行政組織条例の一部を改正する条例

狭山市行政組織条例（昭和 55 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中 「環境部」 を 「環境経済部」 に、「まちづくり推進部」を
「福祉部」 「福祉こども部」 「長寿健康部」

「都市整備部」に改め、「上下水道部」を削る。

第 2 条第 1 項の表総合政策部の項第 2 号中「及び市民相談」を削り、同表市民部の
項第 2 号中「青少年の育成」を「市民協働の推進」に改め、同項第 3 号中「消費者行
政」を「市民相談」に改め、同項第 6 号中「文化振興」を「消費者行政」に改め、同
項第 10 号から第 12 号までを削り、同表環境部の項中「環境部」を「環境経済部」
に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (4) 商工業に関する事。
- (5) 労政に関する事。
- (6) 農林水産業に関する事。

「福祉部

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 児童福祉に関する事。
- (3) 高齢者福祉に関する事。
- 第 2 条第 1 項の表中 (4) 障害者福祉に関する事。 を
- (5) 国民健康保険に関する事。
- (6) 国民年金に関する事。
- (7) 健康に関する事。
- (8) 介護保険に関する事。 」

「福祉こども部

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 障害者福祉に関する事。
- (3) 児童福祉に関する事。
- (4) 青少年の育成に関する事。

長寿健康部

に改め、同表まちづくり推進部の項中「ま

- (1) 高齢者福祉に関する事。

(2) 介護保険に関すること。

(3) 国民健康保険に関すること。

(4) 国民年金に関すること。

(5) 健康に関すること。 」

ちづくり推進部」を「都市整備部」に改め、同表上下水道部の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営の推進を図るため、行政組織の改正をしたいので、この案を提出するものである。